

福井市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
実施要領

平成 14 年 5 月

福 井 市

目 次

福井市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領

I 実施要領本編

第1章 総則

- 第1 趣旨 1-1

第2章 発注者・受注者間の契約等手続きの整備

- 第2 受注者から発注者への説明 1-1
第3 元請業者から下請業者への告知 1-1
第4 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項 1-1
第5 発注者への報告 1-1

第3章 分別解体届出

- 第6 届出書等を受理する窓口 1-2
第7 届出書等の作成指導等 1-2
第8 届出書等の記入要領 1-2
第9 届出書等の受理 1-2
第10 届出者の確認等 1-2
第11 届出内容の審査 1-3
第12 変更届出 1-4
第13 届出書等の修正・訂正 1-5
第14 無届出工事の着工 1-5
第15 届出等に対する変更命令 1-5
第16 届出書等の収受の記録および保管等 1-6
第17 届出等の促進 1-6

第4章 分別解体および再資源化等に関する技術基準

- 第18 分別解体等基準 1-6
第19 分別解体等における有害物質等に関する事項 1-7
第20 再資源化等基準 1-7

第5章 公共工事の通知

- 第21 通知書の受理 1-8
第22 通知者および代行者 1-8
第23 通知書の記載内容等 1-8

第24	通知内容の変更	1-8
第25	その他公共工事の取扱いについて	1-9
第6章 助言・勧告、命令その他の措置の基準		
第26	助言または勧告の基準（法第14条・法第19条）	1-9
第27	命令の基準（法第15条・法第20条）	1-9
第28	報告の徴収（法第42条）	1-10
第29	立入検査の実施基準（法第43条）	1-11
第30	関係部局・市町村等との連携	1-11
第7章 現地確認等の実施		
第31	現地の確認	1-12
	（別表-1）罰則一覧表	1-13
	（別表-2）有害物資等について	1-14
II	事務処理に必要な様式一覧	2-1
III	参考様式一覧	3-1
IV	別記1 建設リサイクル法届出等に関する記入要領	4-1
V	別記2 建設リサイクル法公共工事通知に関する記入要領	5-1

福井市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領

制定 平成 14 年 5 月 30 日
一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この要領は福井市において「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。)の実施にあたり、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」(平成 12 年政令第 495 号。以下「政令」という。),「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」(平成 14 年 国土交通省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。),「解体工事業に係る登録等に関する省令」(平成 13 年国土交通省令第 92 号。以下「登録省令」という。),「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(平成 13 年国土交通省令第 17 号。以下「分別解体省令」という。),「福井市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則」(平成 14 年福井市規則第 45 号。以下「細則」という。)および「福井県における建設リサイクルの実施に関する指針」(以下「実施指針」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第 2 章 発注者・受注者間の契約等手続きの整備

第 2 受注者から発注者への説明

法第 1 2 条第 1 項の規定による対象建設工事の届出に係る事項(少なくとも次に掲げる事項)の説明については、書面(参考様式第 5 号参照)により行うよう指導する。

- (1) 解体工事の場合は、解体する建築物等の構造
- (2) 新築工事等の場合は、使用する特定建設資材の種類
- (3) 工事着手の時期および工程の概要
- (4) 分別解体等の計画
- (5) 解体工事の場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

第 3 元請業者の下請業者への告知

法第 1 0 条第 1 項の規定により届け出られた事項についての法第 1 2 条第 2 項の告知については、原則として、書面(参考様式第 6 号参照)により行うよう指導する。

第 4 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項

法第 1 3 条に規定する対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項(次の各号に掲げる事項)は、参考様式第 7-1 号、同 7-2 号または同 7-3 号に準拠するよう指導する。

- (1) 分別解体等の方法(すべての建設資材)
- (2) 解体工事に要する費用(すべての建設資材)
- (3) 再資源化等をするための施設の名称および所在地(特定建設資材廃棄物のみ)
- (4) 再資源化等に要する費用(特定建設資材廃棄物のみ)

第 5 発注者への報告

法第 1 8 条に規定する発注者への報告(次の各号に掲げる事項)は、書面(参考様式第 8 号参照)により行うよう指導する。

- (1) 再資源化等が完了した年月日

- (2) 再資源化等をした施設の名称および所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

第3章 分別解体等届出

第6 届出書等を受理する窓口

1 受理の窓口

法第10条の届出書および変更届出書（以下「届出書等」という。）を受理する窓口は、福井市長とし、担当窓口は建築工事においては建築指導課、土木工事においては技術管理課（以下「担当窓口」という）の担当者とする。

2 複数の行政庁の区域にまたがる場合の取扱い

当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政（市町村）の区域にまたがる場合は、その区域を含む複数の区域を所管する窓口すべてに対し届出および変更届出（以下「届出等」という。）を行うものとする。

第7 届出書の作成指導等

届出書の作成、必要な記載事項の記入等については、次の各号に定めるとおりとし、法の趣旨目的を踏まえ、具体的かつ詳細な指導助言に努めることとする。

- (1) 記入例、記入要領等を示しながら行う。
- (2) 法に定めるほか、実施指針等に基づき、届出の必要性や法律の趣旨について理解を求めながら説明を行う。

第8 届出書の記入要領

別記1の記入要領に従い、分かりやすく記入すること。

なお、届出書等の様式は、福井市担当窓口のほか、福井市ホームページで入手できる。

第9 届出書等の受理

1 受理時間

届出書等の受理は、平成14年5月30日以降の、福井市の開庁日の開庁時間において行う。

2 届出日等

法第10条第1項に基づき、工事に着手する日の7日前までに届出等がされていること。なお、7日間には、土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を含むものとする。

また、法第10条第2項に基づき変更を届出する場合も同様とする。

3 法施行日前後の取扱い

- (1) 平成14年5月29日以前に契約または着手した工事については、法の附則第2条の規定により届出不要である。
- (2) 平成14年5月30日に届出を行った場合は、届出から7日間は工事に着手できない。（平成14年6月6日以降に工事の着手可能）

第10 届出者の確認等

1 届出等行為者

届出等は、発注者本人または自主施工者本人が、福井市に出向き担当窓口の担当者に対し届出書等を提出することを原則とする。ただし、発注者本人の代理として届出等を行う者（以下「代理者」という。）が届出等を行う場合および発注者本人に代行して届出書等を提出する者（以下、「代行者」という。）が届出書等の提出を行う場合はこの限りでない。

2 本人確認

届出等を受け付ける際、発注者本人、自主施工者本人、代理者、代行者の別を口頭で確認するものとする。

3 確認のための書面提出等

発注者本人または自主施工者本人が届け出る場合は、本人であることを証明する書面等の提示は求めない。

4 代理または代行を行える者

法第10条の規定による届出等については、次に掲げる者が代理して行うことができるが、その場合は、委任状（参考様式第4号参照）の提出を求め、真正の代理人であることを確認するものとする。

- (1) 建築士
- (2) 行政書士（ただし、平成14年7月1日以前を除く）
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本人の意思表示により代理権を付与された代理人（業として行う場合を除く。）

5 法人の職員が代理を行う確認

- (1) 法第10条の規定による届出等を当該法人の職員等が代理して行う場合は、前項の例により委任状の提出または社員であることの身分を証する書類の提示を求める。
- (2) 法第10条の規定による届出等を当該法人の職員等が代行して行う場合は、前項による委任状の提出は不要とする。

6 代理人または代行者が行える行為

4および5に掲げる代理人または代行者が行える行為はそれぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 代理者
届出書等の提出、内容の変更・訂正、届出等受理後の届出書等写しの受領および届出の取り下げ
- (2) 代行者
届出書等の提出、届出等受理後の届出書等写しの受領および受付できない届出書等の受領

第11 届出内容の審査

1 審査事項

市長は法第10条の届出を受けた場合、次の項目について、適正な届出が行われているかを審査するものとする。

- (1) 届出書および別表への必要事項の記載
- (2) 添付図書（写真又は設計図（立面図）、案内図、工程の概要を示した別紙）
- (3) 解体工事業の登録または建設業の許可の有無および許可種別（許可等に疑義がある場合は、福井県担当部局へ問い合わせること。）
- (4) 発生特定建設資材廃棄物の量の見込み
- (5) 分別解体等の基準への適合
- (6) 届出時期（工事に着手する日の7日前までに届出等されていること。この7日間には、土曜、

日曜、国民の祝日・休日、年末年始を含む。)

(7) その他実施指針に定める分別解体等および再資源化等に関する事項

2 届出の完了時点

届出の完了（届出をすべき手続きの義務が履行された）時点は、形式上の要件を満たした届出書が福井市の担当窓口到達した時点とする。

届出は、行政手続法上、当該届出が法第10条第1項および分別解体省令に定める届出の形式上の要件、（細則に定める添付する書類等の規定を含む。）の規定に適合している場合は、法第10条第1項および政令第8条により当該届出の提出先とされている窓口へ届出書が到達したときに届出をすべき手続きの義務が履行されたものとなる。

3 届出の無効

提出された届出書が、届出の形式上の要件を満たしていない場合、届出として成立しない。この場合、提出された届出書は単なる資料にすぎないこととなり、有効な届出とはならないため受理はできない。

4 工事中に対象建設工事となった場合

当初、対象建設工事ではなかった工事が、工事変更等により対象建設工事となった場合は、速やかに届出を行う必要がある。

5 届出内容の市環境担当部局への通知

届出を受理した場合、遅滞なく市環境担当部局へ届出内容を通知するものとする。

第12 変更届出

1 審査事項

市長は法第10条第2項の変更届出を受けた場合、前条に準じた審査の他、次の各号に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 様式左欄の変更箇所のチェックを行うこと。
- (2) 添付図書についても変更箇所を明示すること。

2 変更届出が必要な場合

前項の届出が必要な場合は、対象建設工事の着手前に、次の各号に掲げる場合のほか、届出事項に変更があった場合とする。

- (1) 工事の規模を変更した場合
- (2) 受注者が変わった場合

3 再提出

「工事の概要」、「建築物の構造」欄など、変更のあり得ない事項については「変更箇所」欄のチェックボックスは設定されていない。これらの事項について、錯誤による変更がある場合は当初提出された届出書を訂正させることにより対応するが、明らかに異なる場合は、届出書等の再提出が必要となる。

4 着手後の変更

対象建設工事の着手後に届出事項を変更する場合は変更届出を行う必要はない。ただし、法第9条第1項に定める分別解体等の実施義務を遵守するとともに、施行規則第2条に定める分別解体等に関

する基準に従い適正な分別解体等を行う必要がある。

5 分別解体省令様式第一号別表1から3のみの変更の場合

届出書（分別解体省令様式第一号）の内容に変更がなく、分別解体省令様式第一号別表1から3に係る分別解体等の計画のみに変更が生じた場合であっても、当該別表だけでなく、変更届出書（分別解体省令様式第二号）の提出が必要である。この場合も、変更届出書の記載事項のうち、届出日付、宛名、届出者の住所・氏名及び受付番号の記入は必須となる。

第13 届出書の修正・訂正

必須記入欄の未記入、記載事項の誤り等がある場合、次の各号のとおり、その場で追加記入または記載事項の訂正を求める。

1 本人による届出

提出時において、本人に追加記入または記載事項の訂正を求める。

2 代理者による届出

真正な代理者が届出を代理して行った場合は、前号に準じて代理者に追加記入または記載事項の訂正を求める。

3 代行者による届出

代行者に対し、追加記入または記載事項の訂正を求めることはできないため、代行者に届出書を返戻し再度の届出を求める。

4 受理後に訂正を求める場合

届出書等の受理後に追加記載または記載事項の変更を求める必要がある場合は、行政指導により追加記載または記載事項の訂正もしくは差し替えを求める。

また、法第10条第3項の規定により分別解体等の計画の変更の必要があると認めるときは、分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずる。

5 受理した日から7日が経過した場合

受理した日から7日が経過した場合には届出内容の変更を命ずることができないため、必要に応じ、法第42条第1項または第2項の報告の徴収を行う。また、必要に応じ行政上の技術的助言を行う他、届出義務者の悪意や違法行為等が明らか場合は、勧告、命令または罰則適用の是非を検討する。

第14 無届出工事の着工

届出をせず、対象建設工事が施工された場合は、法第51条の規定により20万円以下の罰金を適用するために告発を行うべきものである。

ただし、分別解体等の現場の状況に即して、危険防止措置その他必要な措置を緊急に採るべき必要がある場合、または、着手から極めて短時間であって、行政指導により工事中止、届出後の再着工等により適正な分別解体等の実施が確保される場合等については、諸事情を考慮し適切な措置をとるものとする。

第15 届出に対する変更命令

1 変更命令

市長は、法第10条第3項に基づき、当該届出に係る分別解体等の計画が施行規則第2条で定める基準に適合しないと認めるときは、当該分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずる。

2 命令の時期

命令は、届出を受理した日から7日以内でかつ、着工までに行わなければならない。(法第10条第3項)

3 命じる措置の内容

前2項の命令において、市長が命じる対象建設工事の発注者または自主施工者からの届出に係るその他必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 工期の確保
- (2) 工程の変更
- (3) 施工方法の変更
- (4) その他適正な分別解体の実施の確保に必要な措置

4 変更命令の様式

変更命令は、様式第1号により行うものとする。

第16 届出書等の收受の記録および保管等

1 收受の記録

- (1) 細則第2条に基づき提出のあった届出書の写しに收受印を押印し、発注者本人または自主施工者本人もしくは代理者または代行者に手渡しするものとする。
- (2) 担当窓口の担当者は、速やかに受付簿等に記載する。

2 届出書等の情報管理

個人情報である届出書および変更届出書の漏洩、滅失およびき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

- (1) 届出書等および受付簿等の保管は福井市文書管理規程に定めるところによる。また、保管期間は5年とする。
- (2) 届出書等の個人情報を含む情報については、福井市情報公開条例に基づき、適正な措置を行うものとする。

第17 届出等の促進

対象建設工事の届出等を促進するためには、開発許可申請、建築確認申請やその事前相談等の様々な手続きの機会を捉え届出等について広く市民に周知徹底する必要がある。

- (1) 開発許可の事前協議(相談等を含む。)時に書面を交付する機会があれば、対象建設工事の規模の基準について周知を行い、対象となる工事であれば届出を行うよう指導する。
- (2) 建築確認申請受付時に、対象となる工事(新築・増築500㎡以上)については届出が必要な旨の周知を行い、できる限り確認申請時に届出を行うよう指導する。
- (3) 建築確認申請受付時に、既存建築物の有無、撤去予定を聞き、対象となる工事(解体80㎡以上)があれば、解体工事の7日前までに届出が必要な旨の周知を行い、届出を行うよう指導する。

第4章 分別解体等および再資源化等に関する技術基準

第18 分別解体等基準

分別解体省令で定める基準のほか、次の点に留意して分別解体を実施することとする。

1 作業スペースの確保

建築物等の解体工事を実施する場合に、敷地内での分別が困難な場合には、別に分別のためのスペースを確保し、分別を行わなければならない。なお、敷地に接した路上に停めた貨物車両の荷台で分別作業を行う場合には、道路の使用許可を取る必要がある。

2 分別解体困難物

分別解体が困難な建設資材（以下「分別解体困難物」という。）であっても、再資源化施設において受入れが可能であれば、必ずしもその全てを分離し分別する必要はない。なお、その場合においても、建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に従って適正に処理することが必要である。

3 再資源化ができない木材の分別

化粧合板、フローリング材などの複合材は再資源化ができないことから、その他の廃木材とは分別しなければならない。

4 その他

その他分別解体の方法については分別解体省令で定める基準に従い行うものとする。

第19 分別解体等における有害物質等に関する事項

分別解体等における有害物質等に当たっては、実施指針に定める事項の他、次の各号の事項に留意することとする。

- (1) 冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナーおよび電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。
- (2) 非飛散生アスベストについては、解体工事の施工および非飛散生アスベストの処理において、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。
- (3) その他の有害物質については、解体工事における判別、分離等の技術基準に応じた適切な措置が講じられなければならない。

第20 再資源化等基準

1 再資源化等の考え方

対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行わなければならない。

なお、法では、廃棄物処理法の特例規定は設けていないため、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たっては、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 建設発生木材の特例

指定建設資材廃棄物である建設発生木材については、工事現場から50km（直線距離）以内に再資源化施設があっても、当該再資源化施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条という施設が存しない場合として、「縮減すれば足りる」こととなる。

- (1) 季節的な需給関係または一時的な処理能力の問題により受け入れない場合
- (2) 受入れを剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、建設発生木材を受け入れない場合
- (3) 特定の者との固定的な取引に特化しており、その他の者の建設発生木材を受け入れない場合

第5章 公共工事の通知

第21 通知書の受理

1 通知を行うべき者

法第11条の対象となる機関は、国または地方公共団体、政令の付則に定める機関、地方自治法第1条の3第3項に規定する特別地方公共団体（住宅供給公社、道路公社等）とする。

2 通知書を受理する窓口等

(1) 受理の窓口

法第10条による届出等と同様とする。

(2) 複数の行政庁の区域にまたがる場合の取扱い

法第10条による届出等と同様とする。

3 通知書の受付時間

法第10条による届出等と同様とする。

4 通知日

法第11条に基づき、対象建設工事の着手前に、「あらかじめ」福井市に通知するものとされており、工事着手の前に通知する必要がある。

5 通知の様式

原則として、[様式第2号](#)によるものとする。

第22 通知者および代行者

通知は、国の機関または地方公共団体および政令付則に定める機関が発注する当該対象建設工事の発注者（契約者）が、福井市長に対し通知することを原則とする。ただし、発注者に代わり通知書を提出する者（以下、「代行者」という。）が提出してもよい。また、郵送、宅配便等により提出された場合はこれを受理する。

1 発注者が通知する場合

発注者本人が通知する場合のほか、発注者の機関に所属する職員であれば通知することができる。なお、この場合委任状は必要ない。

2 代行者が提出する場合

代行者が通知書を提出する場合は、委任状は必要ない。

第23 通知書の記載内容等

別記2に掲げる記入要領に従い、分かりやすく記入すること。

第24 通知内容の変更

工事内容が多少変わった場合であっても変更通知は不要である。ただし、公共事業の事業主体として、先導的にリサイクルに取り組む責務があるため、適正な分別解体等および再資源化等の実施に関し受注者への指導を行う必要があるほか、設計図書に定められた事項について変更が生じた場合は変更契約が必要なことに留意しなければならない。

第25 その他公共工事の取扱いについて

法施行に関する公共工事の取扱いについては、別に定めるところにより適切に実施することとする。

第6章 助言・勧告、命令その他の措置の基準

第26 助言または勧告の基準（法第14条）

1 法第14条に基づく分別解体等に係る助言または勧告

市長は、特定建設資材廃棄物の分別解体等の適正な実施を確保するため、実施指針を考慮して、次の各号に掲げる場合、それぞれ必要な範囲において助言または勧告を行うものとする。

- (1) 分別解体等が不適切な方法により行われている場合
- (2) 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、または施工された場合
- (3) 有害物質等の発生の抑制等に関する法律等に該当する有害物質(別表—2)を含む分別解体等で、関係法令に抵触するなど取扱いについて適切さを欠いている場合
- (4) 分別解体等実施場所から搬出された特定建設資材廃棄物の処理が適切に行われたい可能性がある場合

2 助言または勧告の方法

助言または勧告は、受注者または自主施工者の自発的な取組みを期待して、一定の行為を行うことを求めるものであり、その区分は次に掲げるところによる。

(1) 助言

法の趣旨説明、分別解体等の施工方法、施工順序等の規定等および再資源化等に関する技術情報等について助言することにより分別解体等の適正な実施を確保することが期待できる場合は主に口頭で「助言」を行う。

口頭での助言のほか、技術的内容等につき明確な助言を行う場合には書面（様式第3号）により助言を行う。

(2) 勧告

法に基づく命令措置が必要な場合のほか、法の適正な実施のため、「助言」による効果が期待できない場合または分別解体等を適正に実施のため必要な措置をとることを強く求める場合はとるべき措置等について書面で「勧告」を行う。

勧告については、その後の命令措置、罰則の適用の可能性も考慮し、原則として書面（様式第3号）により行うものとし、原則として、報告（様式第6号）を求めることとする。

第27 分別解体等および再資源化等の実施に関する命令の基準（法第15条）

1 法第15条に基づく分別解体等に係る措置の命令

市長は、特定建設資材廃棄物の分別解体等の適正な実施の確保のため、特に必要があると認める場合、実施指針を考慮して対象建設工事の工事受注者または自主施工者に対し、それぞれ必要な範囲において、分別解体等の方法の変更その他必要な措置の命令を行うものとする。

2 命令の方法

- (1) 命令は、内容に応じ、書面（様式第4号）で行う。
- (2) 直接受命者本人に手交すこととし、受領書（様式第5号）を徴することとする。

(3) 本人と連絡がとれない場合その他やむを得ず郵送とする場合は配達証明郵便とする。

3 法第15条の規定に定める「正当な理由」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 天災等の理由により、その緊急性から分別解体等を行うことができない場合
- (2) 分別解体等の実施後に天災その他の不可抗力により再資源化施設等が損壊し、または再資源化施設等への搬入が不可能となった場合
- (3) 有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- (4) 次に掲げるいずれにも該当している場合
 - ① 周辺の市街地の状況や交通事情により、現場での分別解体の実施が、周辺環境や市民の生活に著しく大きく影響を及ぼす場合
 - ② 適正な分別解体等および再資源化等の実施のための十分な代替措置がとられる場合
 - ③ 鉄筋コンクリート塊を現場から搬出し、適切な場所を確保したうえで破砕等を行う場合
- (5) その他、通常考えられる相当の努力をもって、分別解体や再資源化を行うことが実態上あるいは社会通念上困難であると考えられる場合

4 命令の内容は次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 法第15条の規定による分別解体等の適正な実施を確保するために必要な分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきこと（様式第4号）
- (2) その他、分別解体等の適正な実施の確保のために必要な措置

5 命令の解除

市長は、法第15条の命令については、是正等がなされて、必要性がなくなった場合には、速やかに文書（様式第7号）により命令の解除を行う。

第28 分別解体等および再資源化等に係る報告の徴収（法第42条）

1 分別解体等に関し報告の徴収を求める場合（法第42条第1項）

市長は、次の各号に該当する場合は、対象建設工事の発注者、受注者または自主施工者に対し必要に応じて、分別解体等の実施の状況に関し報告を求めることができる。

- (1) 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体が施工されている場合
- (2) 当該対象建設工事から、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるアスベスト等の有害物質の除去に相当の技術を要すると認められる場合
- (3) 有害物質等の発生の抑制等に関する法律等（別表一2）に該当する有害物質を含む解体で、取り扱いについて適切さを欠いている場合
- (4) 道路内の作業が発生するなど、交通上に問題があると認められる場合（道路の使用許可など）
- (5) 対象建設工事の受注者、発注者に変更があり、または特定できない場合
- (6) 届出等の事実関係の報告（法第12条の規定による説明事項、法第13条の規定による契約関係、下請契約による告知）
- (7) 必要な解体工事業登録または建設業許可の取得状況に疑義がある場合（下請業者含）
- (8) 技術管理者または主任技術者および監理技術者の設置に疑義がある場合（下請業者含）
- (9) その他分別解体等の実施が適正に行われず、または行われぬおそれがある場合

2 報告の徴収の方法

受注者等関係者から対象建設工事の実施の状況、請負契約の内容等について、文書（様式第8号、第9号）により報告を求めるものとする。

第29 立入検査の実施基準（法第43条）

分別解体等に関し、立入検査を行う場合

市長は、次の各号に該当する場合は、法43条第1項の規定により、必要に応じ、対象建設工場の現場、対象建設工事受注者の営業所、受注者が自ら再資源化を行う施設その他に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査ものとする。

- (1) 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体が施工されている場合
- (2) 当該対象建設工事から、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるアスベスト等の有害物質の除去に相当の技術を要すると認められる場合
- (3) 有害物質等の発生の抑制等に関する法律等（別表一2）に該当する有害物質を含む解体で、取り扱いについて適切さを欠いている場合
- (4) 道路内の作業が発生するなど、交通上に問題があると認められる場合（道路の使用許可など）
- (5) 届出等の事実関係の報告（法第12条の規定による説明事項、法第13条の規定による契約関係、下請契約による告知）
- (6) 対象建設工場の受注者、発注者に変更があり、または特定できない場合
- (7) 必要な解体工事業登録又は建設業許可の取得状況に疑義がある場合（下請業者含）
- (8) 技術管理者又は主任技術者及び監理技術者の設置に疑義がある場合（下請業者含）
- (9) その他分別解体等の実施が適正に行われず、または行われぬ恐れがある場合

第30 県等との連携

1 届出書等の内容の送付

市長は、法第10条の届出等を受理した場合は、届出書の写しを送付等（FAX可）の方法により、速やかに市環境担当部局に対し届出情報を知らせるものとする。

2 通知の内容の送付

市長は、法11条の通知を受理した場合は、通知書の写しを送付等（FAX可）の方法により、速やかに市環境担当部局に対し通知情報を知らせるものとする。

3 県再資源化担当部局からの情報提供

届出担当窓口での市民への情報提供に資するため、再資源化等の技術的情報、再資源化施設の所在地および処理可能廃棄物の種類その他再資源化の実施に関し必要な情報を県再資源化担当部局よりできるだけ迅速に求めるものとする。

4 その他違法行為等が生じた場合の連携について

市長は、国又は県、及び関係市町村その他関係機関と連携して分別解体の実施の確保に努めるものとし、次に掲げる事項が生じた場合には、必要に応じて各関係機関への情報提供に努めるものとする。

- (1) 法第10条第1項の届出義務違反の場合
- (2) 分別解体の適正な実施が確保されない恐れがある場合
- (3) 法第10条第3項の措置命令、法第14条の勧告、第15条の命令、第42条の報告の徴収、第43条の立入検査を行おうとする場合
- (4) その他、法の施行について特別の措置が必要と考えられる場合

5 電子情報等の活用

前項の情報提供等は法の適正な実施が確保されるよう、可能な限り迅速に行うとともに必要に応じ、また関係機関の実状に応じて適宜電子情報等を活用して行うものとする。

第7章 現地確認等の実施

第31 現地の確認

分別解体等の実施に関する実地確認

市長は別に定めるところにより、分別解体等の適正な実施を確保するため、下記事項について適宜現地に確認するものとする。

- (1) 対象建設工事であるかおよび対象である場合には届出の有無
- (2) 分別解体基準への適合
- (3) 業の登録または許可の有無
- (4) 技術管理者等の設置
- (5) 標識の設置
- (6) その他

(別表—1)

罰則一覧表

章	条	項	内容	罰則（～以下）	罰則条項
第3章 分別解体等 の実施	10	1	対象建設工事の届出	20万円	51条1号
		2	対象建設工事の変更の届出	20万円	51条1号
		3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万円	50条1号
	15		分別解体等実施義務の実施命令	50万円	49条
第4章再資源化等の実施	18	1	発注者への報告の記録	10万円	53条1号
	20		再資源化等実施義務の実施命令	50万円	49条
第5章 解体工事	21	1	登録	懲役1年・50万円	48条1号・2号
		2	登録変更	懲役1年・50万円	
	25	1	変更の届出	30万円	50条2号
	27	1	廃業等の届出	10万円	53条2号
	29	1	登録の取消し等の場合における通知	20万円	51条2号
	31		技術管理者の設置	20万円	51条3号
	33		標識の掲示	10万円	53条3号
	34		帳簿	10万円	53条4号
	35	1	事業停止命令	懲役1年・50万円	48条3号
	37	1	報告徴収	20万円	51条4号
		1	立入検査	20万円	51条5号
第6章雑則	42		報告徴収	20万円	51条4号
	43	1	立入検査	20万円	51条6号

(別表—2)

有害物質等について

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- 2) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- 3) ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号)
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号)
- 5) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (平成13年法律第64号)
- 6) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- 7) 道路交通法 (昭和35年法律第105号)
- 8) 建設業法 (昭和24年法律第100号)
- 9) その他公害・騒音防止等に関する諸規定
- 10) その他必要な事項

建設リサイクル法の施行に伴い事務処理に必要な様式一覧

	関係法令条項	行 為	備 考
様式第 1 号	法第 10 条第 3 項	変更命令	
様式第 2 号	法第 11 条	通知書	
様式第 3 号	法第 14 条	助言・勧告書	
様式第 4 号	法第 15 条	命令書	
様式第 5 号	法第 15 条	受領書	
様式第 6 号	法第 14、15 条	報告書	
様式第 7 号	法第 15 条	命令の解除通知	
様式第 8 号	法第 42 条第 1 項	報告の徴収	
様式第 9 号	法第 42 条第 1 項	報告書	
様式第 10 号	法第 43 条第 1 項	立入検査	
様式第 11 号	法第 43 条関係	標識の掲示指示	
様式第 12 号	法第 43 条関係	工事中止来庁指示	
様式第 13 号	法第 42、43 条	是正計画	
様式第 14 号	法第 42、43 条	是正完了報告	
様式第 15 号	法第 43 条	<u>現地</u> 検査書	
参考様式第 1 号	法第 10 条関係	案内図	市施行細則
参考様式第 2 号	法第 10 条関係	設計図又は写真	
参考様式第 3 号	法第 10 条関係	工程表	
参考様式第 4 号	法第 10 条関係	委任状	
参考様式第 5 号	法第 12 条関係	説明書	
参考様式第 6 号	法第 12 条関係	告知書	
参考様式第 7 - 1 号	法第 13 条関係	請負契約に係る書面	建築物解体
参考様式第 7 - 2 号	法第 13 条関係	請負契約に係る書面	建築物新築等
参考様式第 7 - 3 号	法第 13 条関係	請負契約に係る書面	建築物以外
参考様式第 8 号	法第 18 条関係	再資源化完了報告書	

（届出者）

殿

福井市長名

分別解体等の届出に係る計画の変更その他必要な措置について

下記の分別解体等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」の規定に抵触している疑いがあるので、同法第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記により計画の変更その他必要な措置を講じるよう通知します。

記

1. 分別解体の場所

2. 基準に適合しないと認められるため、計画の変更その他必要な措置を講じる必要がある事項

3. 計画の変更その他必要な措置を講ずる期限

年 月 日

通 知 書

年 月 日

福井市長 様

（工事発注者）発注者住所： _____

職氏名： _____

（公印省略）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	フリガナ 担当者職氏名			
	電話番号	— —	（内線 _____）	
工事内容	工事名			
	施工場所	福井市		
	工事概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事（ _____ ）注1 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ _____ ）注2 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ² 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ² 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円（税込） 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 _____ 請負代金 _____ 万円（税込）		
	工期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 （工事着手予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日）		
請負者	会社名			
	現場代理人			
	所在地	〒 _____		
	電話番号	— —	（内線 _____）	F A X _____

□欄には該当箇所にレを付すこと。

※受付番号： _____

注1） アスベストやフロン類使用機器（第1種特定製品）等の撤去が含まれる場合にその内容を記入する。

注2） 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

（例：舗装、築堤、土地改良等）

具体的な工事の種類の例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・下水道関係工事	
土地造成、区画整理 関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

様

福井市長名

分別解体等および再資源化等の適正な実施について（助言・勧告）

（分別解体等の場所）の分別解体等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の適正な実施を確保することが必要であるので、同法第14条の規定により、下記一2のとおり措置するよう助言・勧告する。

記

1. 適正な実施を確保する事項

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 条第 項
施行規則第 条

2. 助言・勧告する措置、期限

様式第4号（法第15条）
福井市指令第 号

（住所） _____
（氏名） _____

（分別解体等の場所 _____）の分別解体等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の規定に違反しているので、同法第15条の規定により当該分別解体等の違反を是正するために、下記のとおり措置するよう命ずる。

年 月 日

福井市長名

記

教 示

この処分に異議があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書をもって福井市長に対して異議申し立てすることができる。

様式第5号（第15条）

受 領 書

年 月 日付 第 号により、私あて交付された建設工事に係る
資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第 条第 項による「勸
告書・命令書」を、確かに受領しました。

年 月 日

（発注者、受注者、自主施工者）

（住所）

（氏名）

（電話）

福井市長 殿

年 月 日

福井市長 殿

（受注者）
住所
氏名

分別解体等の適正な実施について（報告）

先に助言・勧告・命令のあった下記の分別解体等については、必要な措置を講じたので報告します。

記

1. 分別解体等の場所

2. 基準に適合しないと認められたため、講じた措置の内容

3. 措置を講じた期日

年 月 日

様式第7号（法第15条）

福井市指令第 号

（住所）

（氏名）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第15条の規定により 年 月 日付 第 号をもって分別解体等の（
）を命じていたものであるが、違反が是正されたものと認めるので命令を解除します。

年 月 日

福井市長 名

（発注者、受注者または自主施工者）
殿

福 井 市 長 名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 42 条第 1 項の報告について

下記の分別解体等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」の規定に抵触している疑いがあるので、同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、下記事項について報告するよう求めます。

記

1. 分別解体等の場所

2. 基準に適合しないと認められる事項

3. 報告の対象事項

4. 報告の期限

年 月 日

福井市長 殿

（発注者、受注者または自主施工者）
住所
氏名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第42条第1項
の報告について（報告）

先に報告の徴収について通知のあった下記の分別解体等について、関係資料の写しを添えて報告します。

記

1. 分別解体等の場所

2. 報告の対象事項

（受注者または自主施工者）
殿

福井市長 名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項
による立入検査について

下記の分別解体等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」の規定に抵触している疑いがあるので、同法第 43 条第 1 項の規定に基づき、下記により立入検査を実施しますので、責任者の立会い及び関係書類の準備等について協力願います。

記

1. 分別解体等の場所
2. 基準に適合しないと認められる事項
3. 立入検査の日時及び場所
4. 立入検査者の職及び氏名

標 識 の 掲 示 に つ い て （ 通 知 ）

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」の規定による標識の掲示がありません。法の規定に基づく標識を掲示のうえ、工事を施工されるよう通知します。

（なお、本工事が法による届出を行っていない場合は、工事を一時中止するとともに、速やかに、届出をするよう指示します。）

福井市大手 3 丁目 10-1

福井市〇〇〇〇課

TEL20-****

年 月 日

(発注者、受注者または自主施工者)
殿

福井市大手 3 丁目 10-1
福井市 ○○○○課
TEL20-****

工事の一時中止および来庁について (指示)

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)」の規定に違反していると思われるので、工事を一時中止するとともに、下記の日時に来所下さい。

記

来所の日時 : 年 月 日 午前・午後

なお、発注者および受注者同行のうえ、工事に関する書類 (法による説明書、契約書等) 及び印鑑を持参下さい。

年 月 日

福井市長 殿

（発注者、受注者または自主施工者）
住所
氏名

是 正 計 画 書

次の工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」の規定に違反しているため、次のとおり是正いたします。

記

1. 分別解体等の場所、発注者、受注者等

2. 違反しているため、是正を要する事項

3. 是正後に報告する事項

4. 報告の期限

年 月 日

年 月 日

福井市長 殿

（発注者、受注者または自主施工者）
住所
氏名

是 正 完 了 報 告 書

先に提出した是正計画書に係る下記の工事の違反事項について、是正が完了したので関係資料の写しを添えて報告します。

記

1. 分別解体等の場所

2. 報告の対象事項

様式第15号（法第43条関係）

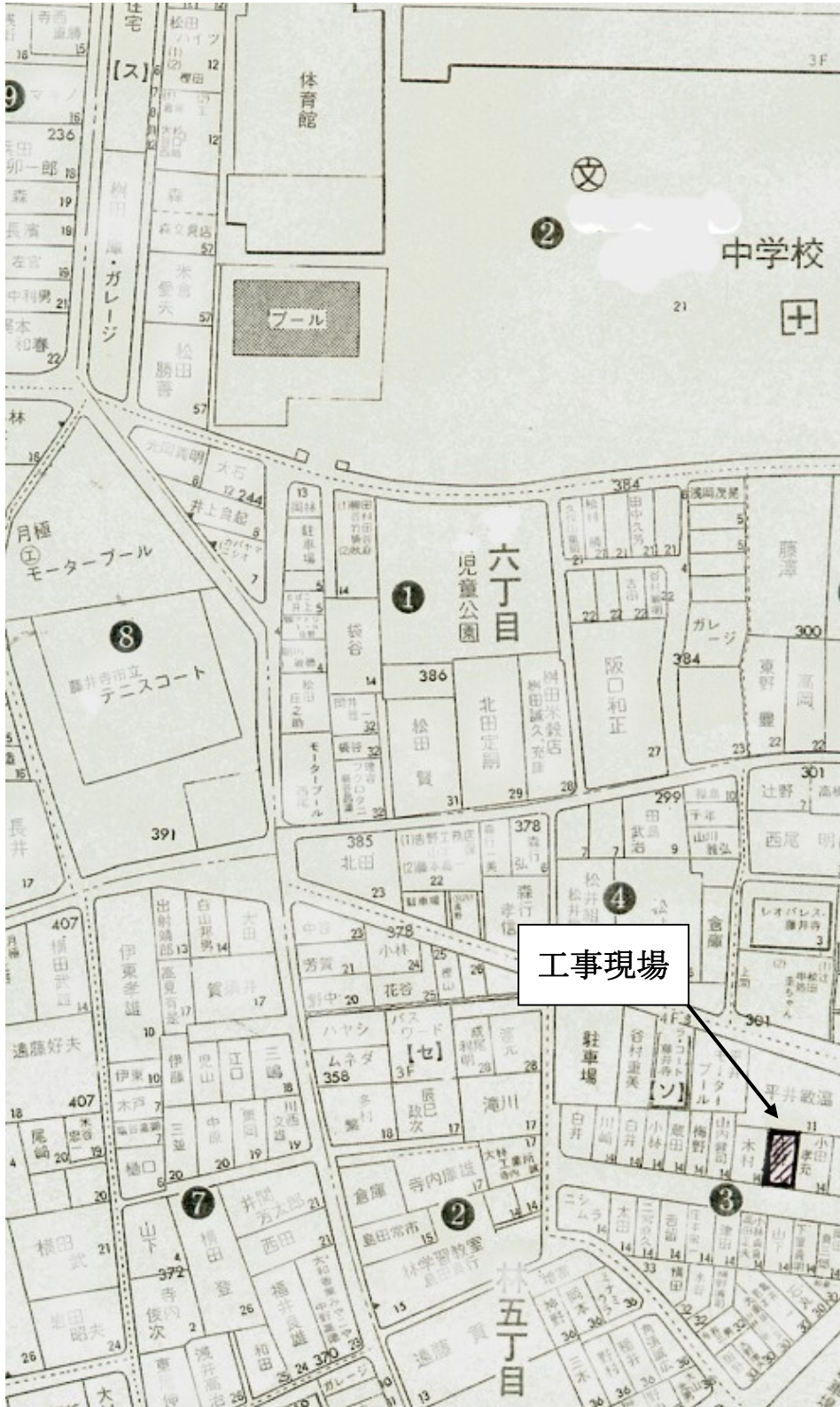
建設リサイクル現地検査書

(1) 整理番号		(2) 届出の有無（有・無）		
(3) 検査日時		年	月	日 時
(4) パトロール等（パトロール・通報・投書・その他（ ））				
(5) 検査者職氏名		Ⓜ		
(6) 住所等				
	氏名	住所	電話番号	許可（登録）番号
発注者				
受注者				
下請業人				
(7) 現地責任者または現場で協議した者				
氏名		連絡先		
(8) 技術管理者（主任技術者・監理技術者）の確認				
氏名		連絡先		
(9) 工事の場所		(11) 道路等周辺の状況		
(10) 標識の有無（有・無）				
(12) 対象物の概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 概要 ・ 特定建設資材の種類（コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート） 				
(13) 現況（0.未着工， 1.建築設備・内装材等， 2.屋根ふき材， 3.外装材・上部構造部分， 4.基礎・基礎ぐい， 5.完了）				
(14) 分別解体等の適否				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設工事 ・ 分別解体等のスペースの確保 ・ 残存物品 ・ 解体の工程 <li style="padding-left: 20px;">通常の工程によらない場合の理由（ ） ・ 解体の方法 <li style="padding-left: 20px;">通常の解体方法によらない場合の理由（ ） ・ 搬出経路の確保 ・ 有害物質等の発生抑制対策 ・ その他 				
(15) 着工日		年	月	日
		完了日		年 月 日
(16) 違反事項				
(17) 指導事項				

参考様式一覧表

案内図

現場位置図



参考様式第2号（法第10関係）

設計図又は写真

作成例





工 程 表

（建築物解体工事の場合）

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	〇日目

（建築物解体工事の場合）

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	9日目
①養生シート等の設置							
②重機の搬入							
③障害物の除去							
④建具、畳等の撤去							
⑤石膏ボードの手こわし							
⑥手作業による瓦降ろし							
⑦機械併用の上屋解体							
⑧木材等の積込・搬出							
⑨養生シート等の撤去							
⑩混廃の積込・搬出							
⑪基礎・土間の解体							
⑫コン塊の積込・搬出							
⑬整地・完了							

委 任 状

私は都合により _____ を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続きを委任します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 代理者の住所 _____

電話番号 — — _____

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

注1 発注者又は自主施工者本人が署名（手書き）すること。

注2 法人の場合で、署名（手書き）が困難であるときは、記名押印すること。

説 明 書

年 月 日

（発注者）

様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 ー ） 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の別添資料（添付する場合）

案内図

工程表

告 知 書

年 月 日

（下請負人）

様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 — ）電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工 事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

- ①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）
- ②別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）
 - 別表1（建築物に係る解体工事）
 - 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
 - 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
- ③その他の添付資料（添付する場合）
 - 案内図
 - 工程表

〔注〕本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

□欄には該当箇所に☑を付すこと。

※届出書の写しを添付することでもよい。

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)
 (受注者の見積金額)

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 (別紙のとおり)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
 (受注者の見積金額)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

1. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

□欄には該当箇所にレを付すこと。

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 （別紙のとおり）

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
 （受注者の見積金額）

円(税込)

参考様式第7-3号（法第13条関係）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

欄には該当箇所に \surd を付すこと。

※届出書の写しを添付することでもよい。

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

（受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記載する。

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

（別紙のとおり）

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)

（受注者の見積金額）

再資源化等報告書

年 月 日

（発注者）

様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 — ）電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを、報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円（税込み）
（参考資料を添付する場合の添付資料）※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合に提出が必要

- 再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）
再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

別記1

建設リサイクル法届出等に係る記入要領

1. 届出書等の様式等

①届出書の様式

届出書の様式は、省令第2条第2項に基づき、別記様式第一号による届出書の様式を使用する。

②別表（分別解体等の計画等）

届出書中に示すとおり、届出書には省令の別記様式第一号による別表を添付する。また、以下の別表1～3のうち、工事の種類により該当するものを添付する。

- a. 建築物に係る解体工事については別表1
- b. 建築物に係る新築工事等については別表2
- c. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

③添付図書（案内図）

- a. 届出書には、対象建設工事を施工する場所を含む地域の部分を含む地図等に、当該対象建設工事を施工する場所を朱色で着色した図面（以下、「案内図」という。）を添付しなければならない。（施行細則第3条）
- b. サイズはA4とする。その様式は任意とするが、市販の住宅地図等に、現場表示を加えたものとする。（参考様式第1号）

④添付図書（設計図または写真）

分別解体省令第2条第3項に基づき届出書には建築物等の設計図または現状を示す明瞭な写真を添付する。（参考様式第2号）

- a. 設計図の場合は立面図を1面以上添付するものとし、サイズは原則としてA4とするが、A4以外のサイズの場合はA4の大きさに折りたたむものとする。
- b. 写真の場合は外観写真を1面以上A4サイズの台紙に貼付するものとし、写真のサイズはサービサイズ、キャビネ版、パノラマ版等とする。

なお、写真はカラーとするが、インスタント写真、デジタルカメラで撮影した写真（プリントアウトしたものに限る。）でも良い。

⑤添付図書（工程の概要を示す別紙）

届出書中に示すとおり、届出書に工程の概要を記載することができないときは、工程の概要を示した表を添付する。（参考様式第3号）

⑥届出書等の記載の基本的事項

届出書等は日本語で記入すること。また、記入の方法は、手書きの場合は鉛筆等の消えやすいものでなく、万年筆、ボールペン等により記載すること。

なお、ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語入力ソフトにより入力したものをプリントアウトしたものであっても差し支えない。この場合、字体や文字配列の細部の差異は、

様式で示された項目が分かりやすく示されていけばよい。

2. 届出書等の綴り方等

届出書等の綴り方は、①届出書（変更届出書）、②別表（1～3のいずれか1枚）、③案内図（施行細則第3条）、④設計図（立面図）または写真（外観写真）、⑤工程表の順に綴り、左側1箇所又は2箇所が固定されていること。なお、両面複写でもよい。

3. 届出書等の提出部数

届出書等の正本1部、その写し1部を提出する。（施行細則第2条）

4. 届出書の記載要領

①年月日

年月日を記入すること。また、月日は届出の当日であること。

②届出書のあて先（福井市長）

届出書のあて先を記入すること。また、知事または市区町村長のうち、市長に該当することが判別できるように表示すること。（○で囲む、不要な方を二重線で見え消しにする、ワープロ等で該当しない方を消去する、等）

③発注者または自主施工者の氏名・住所

a. 発注者または自主施工者の氏名の欄は、個人の場合は氏名、法人の場合は商号、名称または代表者の氏名を記入すること。また、カタカナでフリガナを付けること。

また、発注者または自主施工者が外国人である場合は、その氏名にはカタカナで記載すること。

b. 住所の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地を記入すること。

c. 郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地の郵便番号を記入すること。

d. 電話番号の欄には、個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）に置かれている電話の番号を記入すること。

※注1 法人の場合で、登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の郵便番号、住所等を記入すること。

※注2 工事中に転居する場合は、転居先の住所・郵便番号・電話番号等を余白に併記すること。

④工事の概要の欄

a. 工事の名称を記入すること。（○○マンション解体撤去工事、○邸新築工事等）

b. 工事の場所を記入すること。また、市区町村名、郡名、町名、大字・字名、丁名、地番、筆を記入する必要がある。ただし、番地、筆はすべてでなく工事場所を代表するものでよい。ただし、当該対象建設工事が複数（都道府県または市区町村）の区域にまたがる場合は、複数の区域を所管する工事場所の代表番地等を記入すること。

なお、離島等で地番がないなどの場合については、地先表示等を明示すること。

- c. 工事の種類は、該当する工事のチェックボックスにチェックマークを付すこと。
- d. 工事の規模は、該当する工事の記入欄に、用途、階数、工事対象床面積または請負代金の額を記入すること。請負代金の額には消費税および地方消費税の額を含むものとする。
- e. 請負・自主施工の別は、該当するどちらかの方法のチェックボックスにチェックマークを付すこと。

⑤元請業者の欄

請負契約により施工する場合の記載は以下による。なお、請負契約によらないで自ら施工する（自主施工者）場合は記載不要である。

- a. 元請業者の欄は、個人の場合は氏名、法人の場合は商号または名称及び代表者の氏名を記入すること（契約の権限が支社長などに委任されている場合は支社長名でもよい）。また、カタカナでフリガナを付すこと。

なお、元請業者が外国人の場合は、その氏名にはカタカナで記載する。

- b. 住所の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地を記入すること。
- c. 郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地の郵便番号を記入すること。
- d. 電話番号の欄には、個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）に置かれている電話の番号を記入すること。

※注1 法人の場合で、登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の郵便番号・住所等を記入すること。

※注2 現場事務所が設置される場合は、現場事務所が置かれている住所・郵便番号・電話番号等をその他項目を余白に併記すること。

- e. 許可番号（登録番号）は、建設業または解体工事業のいずれか該当する方の必要事項を記入すること。

建設業の場合は、業種、大臣または知事のいずれかのチェックボックスへのチェックマーク、建設業許可番号、主任技術者（監理技術者）の氏名を記入すること。

解体工事業の場合は、当該解体業者の登録をした行政庁、解体工事業の登録番号および技術管理者氏名を記載すること。

なお、主任技術者（監理技術者）または技術管理者が外国人の場合はカタカナで記載すること。

⑥対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定により説明を受けた年月日の欄

元請業者から説明を受けた当日（受注者から見れば説明を行った日）の年月日を記入すること。ただし、請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要である。

⑦分別解体等の計画等の欄

別表1～3について記載内容を確認する。

⑧工程の概要

様式第1号の本欄に記載されているとおり、届出書中にスペースの関係などから記載できない場合は、「別紙による」と記入し、図面・表等を添付する。

この場合、対象建設工事の着手年月日、完了年月日（分別解体等が完了する日）および工種、工種ごとの施工順序、工種ごとの施工日数、全体工事日数等を記載する。

工程の標準および別紙の工程表については、[参考様式第3号](#)を参照すること。

5. 別表1「分別解体等の計画等」（建築物に係る解体工事）の記載要領

①建築物の構造

- ・解体する建築物の構造の種類をチェックする。混構造の場合は、その構造の全てをチェックする。

②建築物に関する調査の結果

a. 建築物の状況

- ・建築物のおおよその建築年又は築年数等を記入する。建築物が複数ある場合は、その旨について記入する。

b. 周辺状況

- ・工事現場の周辺の状況について具体的に記入する。
- ・隣家が近接している状況等により工事の施工に注意が必要な場合には、その旨を記入する。

c. 作業場所の状況

- ・解体用機械の設置場所及び分別解体を行うための作業場所等の状況について、具体的に記入する。

d. 搬出経路の状況

以下の状況等について記入する。

- ・段差、樹木、工作物等の障害物の有無
- ・舗装、砂利敷き等の状況
- ・搬出時に使用する前面道路の幅員等
- ・通学路に該当の有無
- ・交通規制の状況

e. 残存物品の有無

- ・解体する建築物の内部や敷地内に家電製品や家具等の残存物品の有るか、その有無について記入する。

f. 付着物の有無

- ・特定建設資材に吹き付け石綿等が付着している部分があるかどうか、その有無について記入する。

g. その他

- ・建築物解体時に有害物質の発生がある場合、種類・発生箇所等について記入する。

③. 工事着手前に実施する措置の内容

a. 作業場所の確保

- ・作業場所について十分に確保できない場合には、具体的な対策を記入する。

b. 搬出経路の確保

- ・障害物がある場合や搬出経路について支障がある場合には、具体的な対策を記入する。

c. 残存物品の搬出の確認

- ・残存物品がある場合には、工事開始前にどのように処分するのか、その措置等について記入する。

d. その他

- ・近隣対策や必要な諸官庁への届出等を記入する。
- ・有害物質が存在する場合、その対処について記入する。

④工事着手の時期

- ・届出受理日から7日経過日以降の日付を記入する。

⑤工程ごとの作業内容及び解体方法

a. 建築設備・内装材等

- ・原則として、手作業であること。機械併用の場合は、その理由を記入する。(機械併用の理由として、工期短縮は法の主旨から認められない。)
- ・建築設備は、受水槽や室内の建築設備を対象とし、軒樋や堅樋は外装材として取り扱う。

b. 屋根ふき材

- ・原則として、手作業であること。機械併用の場合は、その理由を記入する。(機械併用の理由としては、屋根版の腐敗、トタン屋根のため滑りやすい等作業に危険が伴う場合が該当するが、工期短縮は法の主旨から認められない。)

c. 外装材・上部構造部分

d. 基礎・基礎ぐい

e. その他

- ・それぞれの作業の有無をチェックする。

⑥工事の工程の順序

- ・下段「その他」をチェックする場合はその工程の順番や理由を記入する。

⑦建築物に用いられた建設資材の量の見込み

- ・特定建設資材だけではなく、全ての資材の総量を記入する。
- ・数量は、四捨五入により整数表示でよい。

⑧廃棄物発生見込量

- ・特定建設資材廃棄物の発生量の見込みを種別ごとに記入する。
- ・コンクリート塊にはコンクリート及び鉄から成る建設資材を含む。
- ・数量は、四捨五入により整数表示でよい。

6. 別表2「分別解体等の計画等」(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))の記載要領

①使用する特定建設資材の種類

- ・工事に使用する特定建設資材をチェックする。(発生する特定建設資材廃棄物ではない。)

②建築物に関する調査の結果

- a. 建築物の状況
 - ・新築の場合は、空欄または「建築物なし」と記入する。
 - ・増築、修繕、模様替等の場合は、既存建築物の状況を記入する。記入については別表 1 に同じ。
- b. 周辺状況
- c. 作業場所の状況
- d. 搬出経路の状況
- e. 付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）
- f. その他
 - ・記入については別表 1 に同じ。

③工事着手前に実施する措置の内容

- a. 作業場所の確保
- b. 搬出経路の確保
- c. その他
 - ・記入については別表 1 に同じ。

④工事着手の時期

- ・記入については別表 1 に同じ。（届出受理日から 7 日経過日以降の日付を記入する。）

⑤工程ごとの作業内容

- a. 造成等
- b. 基礎・基礎ぐい
- c. 上部構造部分・外装
- d. 屋根
- e. 建築設備・内装等
- f. その他
 - ・それぞれの作業の有無をチェックする。

⑥廃棄物発生見込量

- a. 「新築・増築」の場合
 - ・特定建設資材が使用される量を種別ごとに記入する。
 - ・特定建設資材が使用される部分にチェックする。
 - ・コンクリート塊にはコンクリート及び鉄から成る建設資材を含む。
 - ・数量は、四捨五入により整数表示でよい。
- b. 「修繕・模様替工事」の場合
 - ・特定建設資材廃棄物の発生量の見込みを種別ごとに記入する。
 - ・特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる部分にチェックする。
 - ・コンクリート塊にはコンクリート及び鉄から成る建設資材を含む。

- ・数量は、四捨五入により整数表示でよい。

7. 別表3「分別解体等の計画等」（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））の記載要領

①工作物の構造（解体工事のみ）

- ・解体工事の場合は、該当するボックスをチェックする。
- ・「その他」の場合は、カッコ内に当該工作物の構造を具体的に記入する。

②工事の書類

- ・上欄、下欄にそれぞれ該当するボックスをチェックする。
- ・「その他」の場合は、カッコ内に当該工作物の種類を具体的（排水路設置、水門工事等）に記入する。

③使用する特定建設資材の種類

- ・新築・維持・修繕工事の場合は、使用する全ての特定建設資材をチェックする。
- ・解体のみの場合は、空欄でよい。

④工事に関する調査の結果

a. 工作物の状況

- ・工作物のおおよその築造年又は築造経過年数等を記入する。工作物が複数ある場合は、その旨について記入する。
- ・新築の場合は、空欄でよい。

b. 周辺状況

c. 作業場所の状況

d. 搬出経路の状況

- ・記入については、別表1に同じ。

e. 付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）

- ・新築工事の場合は、空欄でよい。
- ・維持・修繕・解体工事の場合で付着物がある場合は、具体的に記入する。

f. その他

- ・記入については、別表1に同じ。

⑤工事着手前に実施する措置の内容

a. 作業場所の確保

b. 搬出経路の確保

c. その他

- ・記入については、別表1に同じ。

⑥工事着手の時期

- ・記入については、別表1に同じ。

⑦工程ごとの作業内容及び解体方法

- 仮設
 - 土工
 - 基礎
 - 本体工事
 - 本体附属品
- ・それぞれの工事の有無について、チェックする。
 - ・解体工事の場合は、分別解体等についてもチェックする。

⑧工事の工程の順序（解体工事のみ）

- ・解体工事の場合のみ、記入する。
- ・下段「その他」をチェックする場合はその工程の順番や理由を記入する。

⑨工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）

- ・解体工事の場合のみ、記入する。
- ・特定建設資材だけではなく、全ての資材の総量を記入する。
- ・数量は、四捨五入により整数表示でよい。

⑩廃棄物発生見込量

- ・特定建設資材廃棄物の発生量の見込みを種別ごとに記入する。
- ・コンクリート塊にはコンクリート及び鉄から成る建設資材を含む。
- ・数量は、四捨五入により整数表示でよい。

- 「新築・維持・修繕工事」の場合
 - ・特定建設資材を使用する工作物の部分をチェックする。
- 「維持・修繕・解体工事」の場合
 - ・特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分にチェックする。
- 双方に該当する場合
 - ・該当個所の全てにチェックする。

8. 変更届出書の記載要領

その届出に係る事項のうち分別解体省令で定める事項を変更しようとするときは、省令第3条第2項に基づき、別記様式第二号による届出書の様式を使用する。

届出書の記載事項に係る変更事項

- 届出者の商号、名称または氏名および住所、法人にあつては代表者の氏名
- 工事の規模
- 請負契約によるか、自ら施工するかの別

- d. 元請業者の商号、名称または氏名および住所、法人にあつては代表者の氏名
- e. 建設業法の許可をした行政庁の名称および許可番号（元請業者が建設業許可業者の場合）
- f. 主任技術者または監理技術者の氏名（同上）
- g. 解体工事業の登録をした行政庁の名称および登録番号（元請業者が解体工事業登録業者の場合）
- h. 技術管理者の氏名（同上）
- i. 元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

別表1～3（分別解体等の計画等）の記載事項に係る変更事項

- a. 使用する特定建設資材の種類（新築・増築・維持・修繕・模様替）
- b. 工事の種類（土木工事等）
- c. 建築物に関する調査の結果
- d. 工作物に関する調査の結果（土木工事等）
- e. 工事着手前に実施する措置の内容
- f. 工事着手の時期
- g. 工程ごとの作業内容および解体方法
- h. 建築物に用いられた建設資材の量の見こみ（建築物に係る解体工事）
- i. 工作物に用いられた建設資材の量の見こみ（解体工事のみ（土木工事等）
- j. 廃棄物発生見込量
- k. 備考

別記2

建設リサイクル法公共工事等通知に係る記入要領

1. 通知書の様式等

①通知書の様式

分別解体省令等で規定がないことから、福井市実施要領の様式第2号を標準とする。

②通知書の提出部数

通知書の提出部数は1部とする。受理後は返却しないこととし、発注者が必要な場合、控え等は自ら作成すること。

2. 通知書の記載事項

①通知書等の記載の基本的事項

通知書は日本語で記入すること。また、記入の方法は、手書きの場合は鉛筆等の消えやすいものでなく、万年筆、ボールペン等により記載すること。

なお、ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語入力ソフトにより入力のうちプリントアウトしたものであっても差し支えない。この場合、字体や文字配列の細部の差異は、様式で示された項目が解りやすく示されていれば良い。

②通知書等の様式の備付け

通知書等の様式は、福井市担当窓口のほか、福井市ホームページで示す。

③通知書の記載事項

a.年月日

年月日を記入すること。

なお、年は日本国の元号で記載し、月日は対象建設工事の着手以前の記入日を記載すること。

b.通知書のあて先（福井市長）

通知書のあて先を記入すること。

c.工事発注者名

発注者の氏名を記載すること。

d.通知連絡者

連絡先として工事を担当する職員の所属名、職氏名および電話番号を記載すること。

e.工事の名称

工事の名称を記載すること。

f.工事の場所

工事の場所を記載すること。（一般的に設計書に記載されている工事場所と同じものでよい。）

g. 工事の種類

該当するチェックボックスにチェックマークを付すこと。また、建築物以外のもの係る解体工事または新築工事等の場合は、具体的な工事の種類を記入すること。

h. 工事の規模

工事の規模は、該当する工事の記入欄に用途、階数、工事対象面積または請負代金の額（契約金額の千円単位を四捨五入し万円単位としたもの）を記入すること。

i. 工期

工期および工事着手予定日を記載すること。

j. 請負者

会社名、所在地、現場代理人氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。